

羅臼町水道自動検針システム導入事業  
業務仕様書

令和6年6月28日

北海道目梨郡羅臼町

# 羅臼町水道自動検針システム導入事業 業務仕様書

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、羅臼町への水道自動検針システム導入事業を実施するため、必要な事項を定めるものである。

(実施範囲)

第2条 当該事業の範囲は、水道自動検針システムおよび利用者 Web 通知システム提供のほか、次のシステム利用に必要な業務とする。

- (1) 水道自動検針システムの提供
- (2) (1) に伴う無線通信端末（付属品含む）の調達・各種設定・稼働確認
- (3) (2) で利用する通信回線の選定・調達・各種設定
- (4) (1) に伴うシステムへのデータ入力・各種設定・稼働確認
- (5) 利用者 Web 通知システムの提供
- (6) (5) に伴うシステムへのデータ入力・各種設定・稼働確認

(業務の履行)

第3条 受注者は、検針および通知業務の円滑な移行に寄与するため、羅臼町と十分協議のうえ、誠実かつ適正に業務を履行しなければならない。

(履行期間)

第4条 業務は、次の期限までに履行し、利用開始までに羅臼町に引き渡すこと。

- (1) システム導入期間：契約締結日から令和7年3月末まで
- (2) システム仮運用期間：(1) の期間中に設定し、検針値取得状況を確認すること。
- (3) システム利用開始：令和7年4月1日から  
ただし、各物品の納品及び提供時期は以下のとおりとする。
  - ①無線通信端末：令和6年11月末日までに納品すること。(別途指示)
  - ②自動検針システム：令和7年3月末日までに利用可能な状態で提供すること。
  - ③web 通知システム：令和7年3月末日までに利用可能な状態で提供すること。

(法令の遵守)

第5条 受注者は、業務の履行にあたり、電波法、電気通信事業法等の関係法令のほか、羅臼町の各種条例を遵守しなければならない。

## 第2章 事業内容

(調達物品・数量・システム内容)

第6条 調達物品・数量、システム内容は次のとおりとする。

- (1) 水道スマートメーター（無線通信端末）2,400台 ※取付資機材含む
- (2) 自動検針用システム（クラウド型）一式
- (3) Web 通知システム（クラウド型）一式

(業務範囲および内容)

第7条 当該事業に必要な業務範囲および内容は次のとおりとする。

- (1) 各種システムの提供にあたっては、羅臼町、料金システムベンダーおよびその他関係者（水道利用者を除く）との調整を含むものとする。
- (2) 無線通信端末の設置にあたっては、羅臼町にて選定した事業者で実施することから施工業者との調整、設置方法の指導等を含むものとする。（無線通信端末設置に関する住民への事前周知等は羅臼町で実施する。）
- (3) 無線通信端末は、羅臼町にて設置済みの隔側表示機と接続することを基本とし、メーターポール等に結束バンドで固定設置を予定していることから、必要となる資機材を支給するものとする。
- (4) 通信が不安定または不通箇所等が発生した場合には、代替案を提示し、羅臼町との協議のうえ対応方法を決定するものとする。
- (5) 第4条（3）に定める利用開始前に発生する通信回線料は、本業務費用に含むものとする。

### 第3章 仕様

(システム構成)

第8条 各種システムはクラウド型サービスで提供すること。システムに接続する際は必要なセキュリティ対策を施したうえで、インターネット回線等で接続すること。

(システム利用端末)

第9条 羅臼町の業務パソコン等システム利用端末は次の利用環境を前提とすること。ソフトウェア等のインストールが必要な場合は、業務パソコンの対応方法を提案書に明記し調達および導入に係る費用も本契約に含めること。

項目	内容	備考
OS	Windows10 以上 Android10 以上 iOS12 以上	
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Apple Safari	

(無線通信端末仕様)

第10条 無線通信端末の仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- (1) 無線通信端末は、現在設置している複数メーカーの電子式水道メーターまたは水道メーター用表示器と有線で接続し、検針値、警報等を無線で送信する機能を有すること。
- (2) 無線通信端末は屋外設置型とし、羅臼町の過去最低気温-17.3℃～過去最高気温+32.6℃（アメダス）の環境下においても動作保証がされていること。

- (3) 無線通信端末の電源は電池式とし、電池容量は所定の動作において利用開始後 8 年間（水道メーターの検定有効期間の満了）使用できる容量を確保していること。
- (4) 電池交換が可能であり、電池電圧低下のアラームを自動検針用システムで確認できること。
- (5) 無線通信端末は、端末の異常等を検知し遠隔で把握可能なものであること。
- (6) 無線通信端末は、不具合および機能向上のためソフトウェアバージョンアップ等に対応可能なものであること。
- (7) 無線通信端末は、水道メーターおよび自動検針システムとの接続状況が確認可能なものであること。
- (8) 無線通信端末は、平成 5 年 9 月東京都水道局制定「自動検針メーター通信機能仕様（Ver2.6A）」に準拠した電文に対応したものであること。
- (9) 無線通信端末は、電子式水道メーターから 1 時間ごとの指針値を取得し、1 日 1 回システムへ電文送信する機能を有すること。
- (10) 無線通信端末は、電子式水道メーターから発呼される警報情報をシステムに遅滞なく電文送信する機能を有すること。
- (11) 無線通信端末は、電子式水道メーターからロードサーベイ値を取得し、システムに電文送信する機能を有すること。
- (12) 無線通信端末は、その期待耐用年数（8 年）内に通信方式が利用中止となる等、機種全体が使用できなくなった場合、羅臼町に負担が発生することなく個々の無線端末機で当該年数の使用を担保できるようにすること。

（水道自動検針システム仕様）

第 11 条 水道自動検針システムの仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- (1) 電子式水道メーターから取得した各種情報を保存し、羅臼町の業務パソコン等でデータを閲覧、取得できる機能を有すること。
- (2) 羅臼町の業務パソコン等で定期検針日の検針値データを CSV ファイルで取得できる機能を有すること。なお、羅臼町が現在利用している水道料金システムへの CSV ファイル取込みにあたって料金システムに改修が発生した場合は、システムベンダーとの協議、調整等に協力すること。
- (3) 電子式水道メーターおよび無線通信端末から発呼される警報情報の電文を受信し、羅臼町の業務パソコン等で遅滞なく確認できる機能を有すること。また、警報情報を遠隔リセットできる機能を有すること。
- (4) 羅臼町の業務パソコン等でロードサーベイを起動し、データ取得できる機能を有すること。
- (5) 羅臼町の業務パソコン等から、現地の電子式水道メーターに対して、警報情報等のしきい値を遠隔設定できる機能を有すること。
- (6) 現地での設置工事、水道利用者対応の際にスマートフォン等でシステムを使用できること。

(7) 利用者氏名など個人情報を入力しなくとも利用可能なこと。システム利用にあたっては適切なセキュリティ対策が施されていること。

(利用者 Web 通知システム仕様)

第 12 条 利用者 Web 通知システムの仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- (1) 本システムは、利用者がスマートフォン等で使用できること。
- (2) システムは、原則として、24 時間 365 日稼働できること。
- (3) ID、パスワード等によるユーザー認証ができること。
- (4) 羅臼町水道料金等システムとお客様情報や水栓情報等の連携機能を有すること。
- (5) 偽装やなりすまし等を防止できる対策があること。
- (6) 不正アクセスや情報漏えい等を防止できる対策があること。
- (7) アカウント登録時の入力項目は、氏名、続柄及び水道使用名義人氏名（氏名と水道使用名義人と異なる場合のみ）、使用場所、電話番号、お客様番号（羅臼町水道料金等システムの識別番号）とすること。なお、お客様番号が不明の場合は、任意とする。
- (8) 水道の使用開始申し込み及び使用中止申し込みができること。
- (9) 水道の名義変更申し込みができること。
- (10) 入力必須項目（氏名、使用場所等）が未入力の場合は、エラーメッセージが表示できるか、以降の入力作業ができないなどの仕組みを有すること。
- (11) 過去 2 年分の使用水量、水道料金の照会ができること。
- (12) 指針値・請求予定金額及び口座振替済みのお知らせが通知できること。
- (13) 支払方法が納付制の利用者へ、支払いの請求通知ができること。また、未納の場合は、請求月翌月の督促請求通知、翌々月の催告請求通知ができること。
- (14) 利用者へのお知らせ（水道メーター交換のお知らせ、料金改定のお知らせ等）の、一斉通知、個別通知ができること。
- (15) 口座振替やクレジット払いの Web 申し込みに対応できる機能を有すること。
- (16) スマートメーターとの連携による、見守りサービスや漏水検知に対応できる機能を有すること。
- (17) 本システムの利用者数、各サービスの申し込み状況等が照会できること。
- (18) 羅臼町職員からの問い合わせに対応できるコールセンター等を有すること。

#### 第 4 章 保証等

(検査)

第 13 条 受注者は、業務が完了した場合は完了届および成果物等を納入し、羅臼町の検査を受けること。検査の結果、これに合格しなかった場合は、羅臼町の指示に従い必要な修正を行うこと。

(保証)

第 14 条 受注者の保証期間は、第 20 条における検査合格の日から 1 年間とする。予備として羅臼町が保管する無線通信端末の保証についても、羅臼町の責めに帰すべき事由による場合を除き、第 20 条における検査合格の日から 1 年間とする。

## 第5章 情報の取り扱い

(個人情報)

第15条 業務の遂行にあたっての、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、羅臼町および受注者が相手方から提供を受けた個人情報および業務遂行により知り得た個人情報は、次に定める事項を遵守すること。

### (1) 秘密の保持

- a. 羅臼町および受注者は、個人情報を第三者へ漏えいしてはならない。
- b. 羅臼町および受注者は、個人情報を厳重に管理し、保持しなければならない。
- c. 羅臼町および受注者は、個人情報について業務遂行の目的以外に利用および保持してはならない。
- d. 本項の規定は、契約の終了にかかわらず効力を有する。

### (2) 情報の返還または廃棄

- a. 羅臼町および受注者は契約期間満了後、または期間完了前であっても、以後、個人情報を保持する必要がなくなったことを確認した場合は、すみやかに、個人情報を含む文書、または磁気ディスク等記録媒体の一切を相手方に返還または廃棄しなければならない。
- b. 羅臼町および受注者は、個人情報を含む文書、磁気ディスク等を廃棄する場合には、次のとおり取り扱うこと。
  - (a) 個人情報が記載された用紙を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にして廃棄する。
  - (b) 個人情報を記録した記録媒体を廃棄する場合は、個人情報を完全に消去するか記録媒体を物理的に破壊してから廃棄する。
  - (c) 個人情報の廃棄を行った場合は、発注者および受注者は、相手方の求めがあったときには、廃棄した旨を相手方へ報告する。

### (3) 検査および報告

- a. 羅臼町は、受注者に事前に通知したうえ、受注者の作業場所に立ち入り、個人情報の管理状況等を検査することができる。
- b. 個人情報の管理状況等に関し、羅臼町が受注者に報告を求めた場合は、受注者はすみやかに所要事項を羅臼町へ報告しなければならない。

### (4) 受注者以外の個人情報の扱い

- a. 受注者は、羅臼町の承諾を得て、本業務を第三者に再発注する場合で、当該再発注先が業務の遂行上、個人情報を取扱うときは、受注者と同様の守秘義務を負わせなければならない。
- b. 受注者は、自己以外に本個人情報を取扱わせる場合は、あらかじめ文書により羅臼町に通知し、事前承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 第 24 条によらない本業務に関わる情報については、次に定める事項を遵守すること。なお、本条の規定は契約の終了に関わらず効力を有するものとする。

- (1) 羅臼町および受注者は、業務の遂行によって得られた情報を適切に管理し、情報の紛失、破壊、買い残、盗難、漏洩および不正利用等が生じないよう万全の対策を講じること。
- (2) 羅臼町および受注者は、情報を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、契約書類等を第三者に開示する必要がある場合で、相手方の事前承認を得たときはこの限りではない。このとき、開示者は、当該第三者に本仕様書において自己が負うのと同等の義務を課し、かつ当該開示に伴う全責任を負うものとする。
- (3) 羅臼町および受注者は、業務が完了した場合は、相手方から提供された情報について、相手方の指示に従って返還または廃棄すること。

## 第 6 章 その他

(システム利用料等)

第 17 条 本業務完了後の各種システム利用に関わる料金は、第 4 条 (3) に定めるシステム利用開始 (令和 7 年 4 月) から発生するものとする。

(損害賠償)

第 18 条 受注者の責に帰すべき理由により、羅臼町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

(疑義事項)

第 19 条 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、羅臼町と協議のうえ決定すること。

(追加提案)

第 20 条 他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本事業の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、追加提案を行うこと。

以 上